



令和6年 10月9日(水)
(2024年)

No. 16239 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆知財の常識・非常識 ⑤2

A Iの発明者性が問題となった東京地裁令和6年5月16日判決の検討 (1)

知財の常識・非常識 ⑤2

A Iの発明者性が問題となった 東京地裁令和6年5月16日判決の検討

桜坂法律事務所

弁護士・弁理士 岡田 健太郎

第1 はじめに

「発明」は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの(特許法2条1項)とされており、人間(自然人)が行うものであると当然のように考えられてきました。ところが、A I(Artificial Intelligence:人工知能)が発達し、特に生成A I(大量に学習させたデータをもとにコンテンツを自動的

に生成することができるA I)が広く利用されるようになってきた現代社会においては、人間が作ったものと同じような成果物をA Iが生成できるようになってきており、発明は人間だけでなくA Iも行うことができるのではないかと、A Iも「発明者」になれるのではないかと、という疑問が沸いてきます。今回検討する東京地裁令和6年5月16日判決(令和5

UnitedGIPs

GIP
Shinjyu GLOBAL IP

弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533

Fax 06-6316-5544

www.giplaw-osaka.co.jp

mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進
弁理士 本田 恵
弁理士 香山 良樹
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝※
弁理士 岡崎 信治

弁理士 福山 正寿
弁理士 石川 貴之
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎

弁理士 合路 裕介※
弁理士 金田 祥子
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子

(日本弁理士ABC順)

中国弁理士 鄭 徳虎 韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)